

福島第一原子力発電所現地確認報告書

1 確認日

令和7年6月3日（火）

2 確認箇所

- ・ No. 4、No. 5 軽油タンク（4号機原子炉建屋西側）（図1）
- ・ T. P. +8.5m盤給水所（1号機タービン建屋東側）（図1）

3 確認項目

- （1）No. 4、No. 5 軽油タンクの現況
- （2）T. P. +8.5m盤給水所の運用状況

4 確認結果の概要

（1）No. 4、No. 5 軽油タンクの現況について

令和4年3月に実施された双葉地方広域市町村圏組合消防本部の立入検査において、軽油タンクの不等沈下の疑いや保有空地^{*}内への配管等の設置等の不備が指摘されたNo. 4 及びNo. 5 軽油タンクの現況について確認した。（写真1）（前回調査：[令和7年5月30日](#)）

- ・ No. 4、No. 5 軽油タンクに係る双葉地方広域市町村圏組合消防本部の指摘事項は以下のとおりである。これに対し、東京電力では既に当該指摘事項への是正措置を講じていることから、その措置内容が維持されているかどうかについて確認を行った。

＜双葉地方広域市町村圏組合消防本部の指摘事項＞

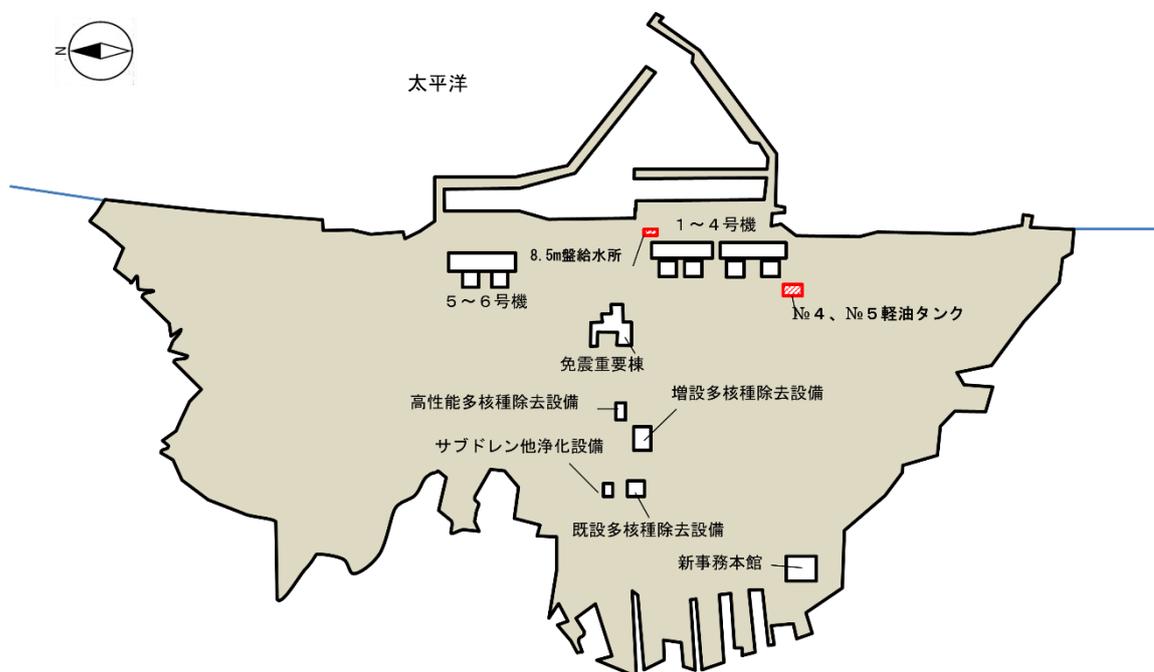
- ①軽油タンクポンプ設備周辺の配管が防食コーティングによりフランジ部の点検ができない状態になっていることから改善すること。
 - ②軽油タンクの不等沈下が疑われる状態であることから、定期点検に基づき確認し、適切な対応を取ること。
 - ③軽油タンクの保有空地内に配管等が設置されていることから撤去すること。
 - ④軽油タンクの構内道路を許可時の状態に改善すること。
- ・ No. 4 及びNo. 5 軽油タンク防油堤内の溜水（雨水）は、堤自体の勾配配置に従い、西側又は南西側に偏在していることを確認した。（写真2）
 - ・ 東京電力では、No. 4 及びNo. 5 軽油タンクの傾斜が消防法令上の基準を超過したことから両タンク内の油抜きを行い、使用を停止している。
 - ・ 当時の消防本部の指摘事項である軽油タンク東側の資材仮置きについては、既に撤去が完了し、堰内に入出入りするための足場及び地面下の配管防護設備が敷設されていた。これら指摘事項に関する是正措置は継続して取り組まれていることを確認した。（写真3）

※「保有空地」：危険物の製造所、貯蔵所、取扱所の周囲に保有しなければならない空地であり、火災が発生した場合に、延焼防止及び防災活動に使用する空地である。保有空地は、その目的から地盤面は平坦で、上空には原則として障害物が存在してはならず、空地の幅は、その貯蔵量または取扱い最大数量により定められている。

(2) T.P. +8.5m盤給水所の運用状況

熱中症対策の一環として管理対象区域内にいくつか設置されている給水車のうち、1号機タービン建屋東側の装備交換所に近接して設置されているT.P. +8.5m盤における給水所の状況を確認した。

- ・当該給水所は、1号機タービン建屋東側の装備交換所に近接し設置されており、Y装備を装着している作業員が作業の途中に給水を行える場所となっている。(写真4)
- ・当該給水箇所は、給水車による車内での補給対応ではなく、建屋内でY装備を脱装した上で利用する形態となっている。(G装備では利用不可。Y装備装着者の専用スペース) この給水所のある建屋は、R装備の交換所(Rゾーン・チェンジングスペース)も兼ねており、高線量下で作業にあたる作業員用に設けられた場所となっている。(写真5)



(図1) 福島第一原子力発電所構内概略図



(写真 1 - 1)
No. 4、No. 5 軽油タンクの概観
(北東側から撮影)



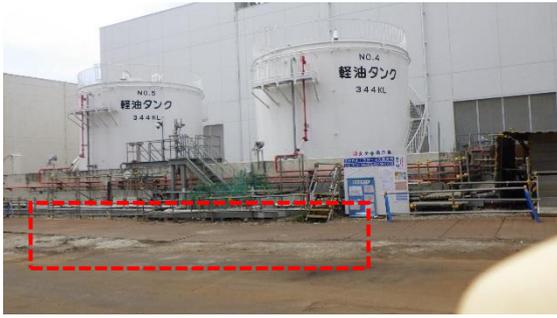
(写真 1 - 2)
軽油タンクポンプ設備周辺の配管の
状況



(写真 2 - 1)
No. 5 軽油タンクの防油堤内の状況①
(南西側から撮影)



(写真 2 - 2)
No. 5 軽油タンクの防油堤内の状況②
(南側から撮影)



(写真3)
 軽油タンク東側の構内道路の状況
 (北東側から撮影)
 ※ 赤点線内にあった資材等は、既に撤去され、防油堤内に入出入りするための歩廊デッキが敷設されていた



(写真4)
 T. P. +8.5m盤における給水所
 (1号機タービン建屋東側の装備交換所に近接して設置されている給水箇所)



(写真5-1)
 当該給水所は、Y装備を装着している作業員用のもの



(写真5-2)
 当該給水所は、R装備のチェンジング・スペースも兼ねる

5 プラント関連パラメータ等確認

本日確認したデータについて、異常な値は確認されなかった。